

広島県告示第七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和元年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和元年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道加茂油木線	神石郡神石高原町上野字上榎谷大八ナ二九八番二六地先から 神石郡神石高原町上野字上榎谷大八ナ二九八番二四地先まで	令和元年一〇月一五日